

議案第22号

北上市公の施設の使用料等減免条例の一部を改正する条例

北上市公の施設の使用料等減免条例（平成22年北上市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第 2 （第 4 条関係）			別表第 2 （第 4 条関係）		
減免基準	適用施設	減免率 (%)	減免基準	適用施設	減免率 (%)
[略]			[略]		
3 市内の地域 住民がコミュニ ティ活動に 使用するとき 。	北上市交流センター条例第 2 条に 規定する施設、江釣子多目的研修 センター、江釣子共同福祉施設、 北上市みちのく民俗村条例別表に 規定する施設、北上市スポーツ施 設条例第 2 条に規定する北上市民 成田スポーツ交流館、北上市民黒 岩スポーツ交流館 <u>及び北上市民稲 瀬スポーツ交流館</u> 、北上市立学校 施設の開放条例第 3 条に規定する 施設、 <u>北上市展勝地レストハウス</u>	[略]	3 市内の地域 住民がコミュニ ティ活動に 使用するとき 。	北上市交流センター条例第 2 条に 規定する施設、江釣子多目的研修 センター、江釣子共同福祉施設、 北上市みちのく民俗村条例別表に 規定する施設、北上市スポーツ施 設条例第 2 条に規定する北上市民 成田スポーツ交流館、北上市民黒 岩スポーツ交流館、 <u>北上市民口内 スポーツ交流館</u> 、 <u>北上市民稲瀬ス ポーツ交流館</u> 、北上市立学校施設 の開放条例第 3 条に規定する施設 <u>及び北上市展勝地レストハウス</u>	[略]
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 7 月 21 日 提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

市内の地域住民がコミュニティ活動に使用するときの減免適用施設に北上市民口内スポーツ交流館を追加しようとするものである。